

第8次厚木市行政改革大綱（案）に対する パブリックコメント手続実施要領

1 目的

第7次厚木市行政改革大綱の計画期間が令和8年度をもって満了を迎えることから、令和9年度を始期とする第8次厚木市行政改革大綱の策定を進めています。

ついては、第8次厚木市行政改革大綱（案）について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施するものです。

2 パブリックコメント手続の対象

第8次厚木市行政改革大綱（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（8月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（8月17日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 大綱（案）の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和8年8月17日から令和8年9月17日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所本庁舎 4階 行政経営課
- (2) 市役所本庁舎 3階 市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和8年8月17日（月）から令和8年9月17日（木）まで

※ 郵送の場合は、9月17日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所本庁舎4階行政経営課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱
に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

- (4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市企画部行政経営課行政経営係宛て

- (5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-225-3732

- (6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 0600@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「行政改革大綱（案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、第8次厚木市行政改革大綱策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 大綱（案）の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

- (3) 提出された意見等の中で、「6. 意見等提出資格」、「7. 意見等提出方法」等に不備等があった意見については、パブリックコメント手続の対象外といたしますが、原則意見の公表を行います。